

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要なとされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 任命権者は、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

(辞令書の交付)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 任期付職員（条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）を採用した場合

(2) 任期付職員の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(特定任期付職員の号給の決定)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める基準は、次に定めるとおりとし、特定任期付職員（同条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の専門的な知識経験又は識見の度並びに当該特定任期付職員が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(特定任期付職員業績手当)

第5条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）第16条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の給料月額の決定等の特例)

第7条 新たに一般任期付職員（条例第2条第2項の規定により採用された職員をいう。）となった者の号給は、採用の日の前日から、総社市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）別表第1に定める経験年数換算表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼつ

た日において、同規則別表第2に定める初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

2 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年総社市規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条の2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。)に超過勤務を命ずる場合は、定年前提任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第14条 条例第13条第1項に規定する年次有給休暇の基準日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>以外の職員 1月1日</p> <p>(2) <u>定年前提任用短時間勤務職員等</u> 4月1日</p> <p>2～5 略</p> <p>第14条の2 <u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>及び育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数(その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。以下この項において同じ。))とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員(定年前提任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 年次有給休暇の日数に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p>	<p>第12条の2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)に超過勤務を命ずる場合は、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第14条 条例第13条第1項に規定する年次有給休暇の基準日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員 1月1日</p> <p>(2) <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 4月1日</p> <p>2～5 略</p> <p>第14条の2 <u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数(その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。以下この項において同じ。))とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員(<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であることをいう。以下同じ。) 年次有給休暇の日数に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p>

改正後	改正前
<p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第14条関係） 定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員</p> <p>略</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員等</p> <p>略</p> <p>別表第2（第15条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 勤務年数の1年については、職員が採用された日から最初に到来する12月31日（定年前再任用短時間勤務職員等については3月31日）までを1年とみなす。</p>	<p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第14条関係） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p> <p>略</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>略</p> <p>別表第2（第15条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 勤務年数の1年については、職員が採用された日から最初に到来する12月31日（定年前再任用短時間勤務職員については3月31日）までを1年とみなす。</p>

（総社市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

3 総社市職員の育児休業等に関する規則（平成17年総社市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（条例第2条第5号ア（イ）の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第5号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</p>	<p>（条例第2条第4号ア（イ）の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第4号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</p>

（管理職手当に関する規則の一部改正）

4 管理職手当に関する規則（平成17年総社市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給額）</p> <p>第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に掲げる額とする。<u>ただし、当該職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法</u></p>	<p>（支給額）</p> <p>第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に掲げる額とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>律第48号) 第5条の規定により採用された職員である場合は、その額に総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号）第2条第4項の規定により定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。</p>	

（総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正）

- 5 総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（初任給）  第3条 新たに採用した職員の初任給は、<u>前条の規定により決定された職務の級にある号給のうち、その者の学歴免許等の資格に応じて別表第2に定める初任給基準表に定める号給とし、その者に適用しようとする同表の号給の額が、その者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（初任給）  第3条 新たに採用した職員の初任給は、別表第2に定める初任給基準表に定める号給とする。</p> <p>2 略</p>